

上限運賃変更認可申請について

弊社は、尼崎市内線の一部を運行する阪神バス株式会社（以下「阪神バス」とする。）と共同運行していることから、阪神バスの運賃の変更（230円⇒240円）に伴い、弊社の運行する下記路線におきましても、利用者の利便を図る観点から一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請を行いました。ご利用のお客様へはご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 弊社運行路線（阪神バス尼崎市内線）

系統番号	系 統
11 番	阪急園田～若王子～阪神尼崎
*13 番	阪急塚口～尼崎総合医療センター～阪神尼崎
13-2 番	阪急塚口～尼崎総合医療センター正門前～阪神尼崎
*70 番	阪神尼崎～クリーンセンター第2工場

*13、70番は一部のみ運行

2. 申請内容

① 普通旅客運賃

	<改定>	
	現行	改定後
	230円区間 (均一制)	240円区間 (均一制)
実施運賃	230円	240円

② 回数旅客運賃

ICカード「hanica」のプレミア率は8%で据え置きます。

③ 定期旅客運賃

		<改定>	
		現行	改定後
		230円区間	240円区間
通勤	1か月	10,350円	10,800円
	3か月	29,500円	30,780円
	6か月	55,890円	58,320円
通学	1か月	8,560円	8,930円
	3ヶ月	24,400円	25,450円
	6か月	46,220円	48,220円

3. 実施予定時期

2024年10月1日